【取得可能な学位】

◇ 至学館大学学位規程より、該当条文を抜粋。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

② 学士の学位は、次のとおりとする。

| | 学部・学科 | 学位の種類 |
|-------|------------|---------------|
| 健康科学部 | 健康スポーツ科学科 | 学士 (健康スポーツ科学) |
| 健康科学部 | 体育科学科 | 学士 (体育科学) |
| 健康科学部 | 栄養科学科 | 学士 (栄養科学) |
| 健康科学部 | こども健康・教育学科 | 学士 (こども学) |

③ 修士の学位は、次のとおりとする。

| 研究科・専攻 | 学位の種類 |
|----------------|-----------|
| 健康科学研究科 健康科学専攻 | 修士 (健康科学) |